



Contents

- 「難民が安心できる空間」ができるまで
- 難民申請者を追い詰める「運用の見直し」
- シリア難民留学生 2 期生が来日
- 最近の事業進捗



COVER STORY

「難民が安心できる空間」ができるまで

JARには年間約700人が相談に訪れます。紛争やおぞましい人権侵害から日本に逃れてきた難民へ総合的な支援を提供する国内唯一の場所であり、日本で最初のよりどころとなっています。約20年前に机1つ、スタッフ1人で始まった頃から比べれば大きくなりましたが、四谷の旧事務所は支援を求めてくる人の数、活動の幅広さに対してあまりに狭く、限界を感じていました。来日したばかりで大きな不安を抱えながら、ようやくたどり着いた支援団体で足も十分に伸ばせないということがあって良いのか。そんな問題意識から事務所移転を本格的に検討し始めました。

想像をはるかに越える反響

せっかく移転するなら、安心して話せる音が漏れない相談室、緊張しない温かみのある空間、きちんと食事ができる場所を作るなど、これまで課題に感じていたことを解消し、「難民が安心できる空間」を作りたいと考えましたが、費用がかかります。移転の必要性和私たちが作りたい空間を具体的に描けば、趣旨に賛同して支援してくださる方がいるかもしれない。そう考え、昨年の世界難民の日(6月20日)を皮切りに、事務所移転のための寄付を呼びかけました。なんと、1ヶ月足らずで384名の方から約1,300万円が集まり、資金という最大のハードルを乗り越えることができました。

夏から始めた物件探しには長らく苦戦。来日直後で全く土地勘がないなかで来訪する人が多いことを考えると、駅自体へのアクセスの良さに加えて、駅から近く、道も分かりやすいことは必須条件の一つでした。しかし、その条件を満

たす物件は基本的に賃料が高く、候補に残るのは古い物件。古いと天井高が低いことが多く、尋問や拷問を経験した人にとっては閉塞感が強すぎるなど、なかなか条件に合う物件が見つかりませんでした。半年間で約200件の提案を検討、17件を内見し、弱気になりかけていたところで、ようやく理想的な物件にめぐりあい、入居についてオーナーの理解も得ることができました。立地は水道橋駅(JR総武線・三田線)から徒歩7分で広さは旧事務所の倍以上あります。

設計にあたっては、池田雪絵大野俊治 一級建築士事務所がプロボノ(ボランティア)で全面的にご協力くださいました。6年前に発行したレシピ本『海を渡った故郷の味』をきっかけにJARを知って以来、何かしたいとの思いから今回の移転計画に協力を申し出てくださったのです。難民の方々が安心して過ごすために必要な内装要件についてスタッフの間で繰り返し議論した結果、多くの要望が生まれましたが、池田さん・大野さんが一つひとつ丁寧に汲み取り、設計

に落とし込んでくださいました。1ヶ月間の工事を経て、2018年5月、ついに新しい事務所が完成。特にこだわった点についてご紹介します。

音ももれない環境で相談できる

旧事務所では簡易に仕切られた相談スペースが4つありましたが、話し声が隣りに聞こえてしまうため、同じ言語を理解する方が隣り合わないよう、いつも調整に苦心していました。母国での拷問の経験など、他の人には聞かれない内容の話したり、相談中に泣き崩れる人もいるため、音ももれない相談室の確保は最優先の課題でした。

新事務所では相談室を6つに増やし、3つを防音に設計、そうでない部屋も音楽を流すことで会話が聞こえないよう工夫しています。安心して話してもらうことができ、スタッフにとってもカウンセリングに集中できると感動の声があがりました。

木の温もりが感じられるあたたかい空間

母国で過酷な体験をし、多様な文化を持つ人が安らぎを感じられるようにと、池田さん・大野さんが予算の範囲で、可能な限り国産の杉材を中心とする天然素材を選んでくださいました。温もりが感じられ、ほんのりと木の香りもして好評です。相談室のドアも、上部はくもり加工・足元は透明な設計とし、個人が特定できないようにしながら、閉塞感を感じさせない仕様になりました。リラクステアを配置した相談室もあり、より精神的なリラクセスが必要なケースで使用しています。



リラクステアを置いた相談室

リラクセスに必要なスペース

旧事務所の待合室では、狭い空間に順番を待つ方がひしめき合い満員電車のような状態でした。そこで食事をする人もいれば仮眠をとる人もおり、落ち着くことはできない環境でした。新事務所では以前の約3倍の広さを確保し、大きな窓からは公園が見えます。ゆったりできるソファや椅子を、十分な間隔をあけて設置し、食事専用スペースも設けました。情報を調べるためのパソコンはブースで仕切られ、周りから画面を見られないよう配慮。一人でゆったりする人、談笑する人、食事をする人が、カフェにいるように思い思いに過ごしています。難民の方々の表情にも明らかな変化

が見られ、「ここなら一日中、過ごしたい!」「用事は済んだけど、もう少しこの場所を楽しんでから帰ろうかな」といった嬉しい感想が寄せられています。



反対側にはソファと食事スペースがある

子ども連れでもゆっくり過ごせる

子どもを連れて来る方もいますが、以前は狭い場所で他の大人と一緒に待ってもらうしかありませんでした。おもちゃなども広げられないため、待ち時間が長いと子どもたちは飽きてしまい、スタッフ用の執務スペースを走り回る子ども。雑然としたオフィスでは危険を感じることもあり、親子ともに落ち着けない環境でした。

新しい事務所では、寄贈いただいたマットを待合室の一部に配置し、その上でおもちゃや絵本を置いて遊ぶことができ、親子でゆっくり過ごせます。同じく寄贈されたベビーチェアで食事をしたり、授乳やおむつ替えの時には空いている相談室を利用できます。

仮眠やお祈りができる部屋

以前は多目的に使える部屋がなく、仮眠やお祈りをしたいという要望に応えられないこともありました。十分な数の相談室を確保したことで、空いている部屋を多目的に利用できるようになり、仮眠やお祈りのほか、電話や書類作成など、プライバシーを確保したい時に使用でき、利用者の安心につながっています。

よりよい支援を届けるために

そのほかにも物資専用のスペースを設けたり、キッチンを広くしたりなど、よりよい支援を行うためにさまざまな点を工夫しました。そして、来日直後でホームレスとなるなど、過酷なサバイバルを余儀なくされている人が、一時の安心を得られる空間を作ることができました。スタッフの執務エリアも広がり、事務集中できる環境になっています。

資金集めからすべて民間で作り上げた空間。日本に逃れてきた難民を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなることが予想されますが、私たちは難民保護を決してあきらめず、この新しい事務所で、民間の手でできることを継続していきます。より多くの人に活動に参加いただき、民間で支えられる部分を増やしていけたらと願っています。

難民申請者を追い詰める「運用の見直し」

2018年1月より、難民認定制度の運用の見直しが始まりましました。これは、就労目的で難民申請する人を減らすことを目的に、これまで以上に難民申請者の就労や在留を制限していくものです。特に、(難民申請の)再申請者や、技能実習から失踪、あるいは留学を終えた後に難民申請した人を対象にしていますが、そのなかにも難民として保護を受けべき人たちがおり、難民申請者をますます追い詰める懸念があります。

保護されるべき人も含めて就労不可に

2016年に難民認定、または人道配慮によって在留が許可された125人のうち、再申請者は26人でした。つまり、日本の難民認定制度が十分に機能していないため、難民として保護されるべき人が不認定となり、再申請の段階でようやく在留を認められるケースが2割に上るといことです。再申請者のなかにも保護すべき人が含まれている可能性があるにも関わらず、一切の就労を認めず、在留資格も更新しないという運用の見直しは適切とは言えません。

また、技能実習から失踪、あるいは留学を終えた後に難民申請した人も同様に、就労・在留制限の対象となっています。しかし、JARが把握しているだけでも、過去に技能実習生や留学生として来日し、その後難民認定された人がいます。これまでも複数回にわたって難民申請をした人、あるいは元技能実習生、留学生の中から難民認定や人道配慮によって保護を受けた人がいる以上、難民申請の回数や来日当初の在留資格によって権利を制限することは、保護されるべき人にも影響が及ぶ可能性があります。

貧困ライン以下の生活を余儀なくされる難民申請者

難民申請者は、平均3年という審査期間を生き抜かなくてはなりません。しかし、生活困窮している難民申請者を対象にした公的支援(保護費)の支給は年間約300人、平均受給期間11カ月と、人数、期間ともに限られています。さらに、保護費申請者が増え、予算が足りなくなったことを受け、2010年より再申請者は対象から外れ、裁判をしない限り一回目の難民申請者しか受給できなくなりました。つまり、新しい運用の見直しによって、再申請者は保護費を受給できない上に、就労ができず、在留資格もなくなることになり、生存が脅かされる恐れさえあります。

審査期間中の最低限の生活を保障するための人道的な予算を、難民申請者の増加に応じて確保することは、難民条約に加盟する一国としての責務です。他の先進国では、就労許可か支援金のいずれかは保証しています。例えば、難民申請の審査期間が原則6か月以内で認定率32%のイギリスでは、審査中の就労が許可されない代わりに、難民申請者の約7割にあたる36,000人が支援金を受給しています(2017年1月時点)。日本では、難民認定基準の厳しさだけでなく、結果を待つ間の最低限の生活すら保障されない現実があり、難民申請者は、日本の貧困ライン以下での生活を余儀なくされているのです。「おもてなしの国」を謳い、東京オリンピックを控える日本。その陰で、難民申請者の締めつけがいつそう強まっているのではないのでしょうか。早急に人道的な対応の検討が必要です。

シリア難民留学生2期生が来日



シリア内戦が始まって7年が経ちましたが、解決の糸口は未だに見えていません。政権側の化学兵器によるものとみられる攻撃によって、約500人の市民が猛毒の化学物質にさらされ、少なくとも70人が死亡するなど、その残虐性に国際的な非難の声がさらに強まっています。

そのようななか、2018年4月にシリア難民留学生2期生が日本に到着しました。JARが昨年始めた、民間主導で難民

を受け入れる取り組みによるものです。日本語学校や大学と協力し、トルコに逃れたシリア難民を留学生として受け入れています。難民となる人々が増え続けるなか、さまざまな形での受け入れが世界的に求められており、民間でも責任の分担を果たすべく始動しました。

「日本のように遠く、言語、文化も異なる国に来たいシリア難民はいないのでは」という意見も寄せられましたが、蓋を開けてみれば2期生となる今回も、1,000人以上の応募がありました。なかには内戦前から熱心に日本語を学習し、いつか日本に行くことを夢見ていたものの、内戦によって諦めていたという方もいました。

今回来日した4名は、関東と沖縄の日本語学校で学びます。当面は、プライバシー保護と集中して勉強できる環境づくりを優先するため、プロフィールの紹介は控えさせていただきますが、4人が希望を叶えるための一歩を踏み出せるよう、見守っていただければ幸いです。JARは皆さんの応援のもと、未曾有の人道危機に対して日本で、民間からできる支援を続けていきます。

最近の事業進捗



インターンとシェルターに向かう来日して間もない女性

《生活支援・法的支援》

日本では依然として報道されませんが、国内で対立が続くカメルーンの様子がさらに悪化しており、国際的には「これは大虐殺だ。血まみれのカメルーンで村が全焼（ガーディアン紙）」など各紙で報じられる事態となっています。JARにも昨年に引き続いて、カメルーンの方が多くたどり着きました。その他の国出身の方も含めて、ほとんどが日本で頼れる先がなくホームレス状態にあつたため、冬は記録的な寒さを乗り切る支援に奔走。12月～2月末までに、25人にシェルター（一時的な宿泊場所）を提供、シェルター満室時にも脆弱性の高い女性9人には宿泊場所を手配しました。

また、今年に入ってから、JARが支援している7人から難民認定を得たという嬉しい知らせがありました。認定されると、強制送還されるかもしれない恐怖から解放され、日本で安心して暮らすことができます。人数が少ないことは残念ですが、人の命を救えたことを実感できる貴重な瞬間です。

《就労支援・コミュニティ支援》

難民申請の結果を待つ平均3年間、生きていくために働く必要があります。これまで、在留資格があるうちに難民申請した場合、6ヶ月後に就労資格を得られていましたが、「運用の見

直し(p.3)」によって、働けない期間が長期化しています。就労資格を得られる人でも、8ヶ月かかることになりました。JAR主催の「就労準備日本語プログラム(3ヶ月間)」は、働けない期間に受講してもらうことでスムーズな就職につなげていましたが、今回の変更に伴い、受講時期を見直しています。

コミュニティ支援では、難民が暮らしている地域への働きかけを継続しています。例えば、最近では地域の病院において医師に向けた勉強会を開催したり、4月から難民の子どもを受け入れ始めた公立の小・中学校の教員へ、配慮が必要な点について勉強会を行ったりしました。

《政策提言・ネットワーク》

国内の難民支援団体のネットワーク組織「なんみんフォーラム(FRJ)」のメンバーとして、難民申請者の公的支援(保護費)に関する協議の場を、外務省、難民事業本部と持ちました。難民申請者の保護措置の改善に取り組んでいます。

また、難民申請者を含む外国人を収容している、茨城県牛久市の東日本入国管理センターでは、被収容者の増加、収容期間の長期化など多くの問題があります。センターとの意見交換会や国会答弁を通じて得られた情報から現状を分析、公開し、改善に向けて働きかけています。

《広報事業》

近年、日本で働くことを目的に難民申請する人が増えているという切り口の報道が増えています。難民保護の必要性に対する意識低下につながりかねない懸念から、『日本には「偽装難民」しか来ないのか?難民認定、年間わずか20名の妥当性を考える』という解説記事や、報道への意見を発信し、誤解の解消に努めました。

毎月のご支援が難民の命と未来を支えます — 難民スペシャルサポーター募集中 —

1,500円あれば、



入管など手続きのための
交通費を支払えます

3,000円あれば、



路上生活に耐えている難民が
宿で一泊休むことができます

5,000円あれば、



成田空港に出向き、とどめ
置かれた難民に面会できます



ご支援は
こちら

www.refugee.or.jp/kifu

Tel: 03-5379-6001 (広報部まで)

※ご寄付は、税控除の対象となります。